



長野県告示第133号

長野県臨床研修医研修資金貸与規程（平成21年長野県告示第155号）の一部を次のように改正します。

平成27年3月23日

長野県知事 阿部 守一

第2条第3号中「(第11条に規定する被貸与者が長野県医学生修学資金貸与規程（昭和50年長野県告示第108号。以下「修学資金貸与規程」という。）の規定に基づく貸与を受けた者である場合にあっては、同規程の規定に基づく専門研修の期間と合算して3年)」を削り、「又は小児科」を「、小児科又は外科」に改める。

第3条中「小児科医又は産科医」を「産科医、小児科医又は外科医」に、「又は小児科」を「、小児科又は外科」に改める。

第5条中「月から」を「年の4月から」に、「月まで」を「年の3月まで」に改める。

第6条第4号中「身分証明書（市町村長が発行するもの）」を「印鑑登録証明書」に改める。

第14条第1項第1号中「(被貸与者が修学資金貸与規程の規定に基づく貸与を受けた者である場合にあっては、同規程第14条第1項第1号に該当するに至った後。第15条第2号及び第19条第5項にお

いて同じ。)」を削り、「又は小児科」を「、小児科又は外科」に改める。

第15条第5号を削る。

様式第1号中 「産婦人科 小児科 (いずれかに○)」 を

「産婦人科 小児科 外科 (いずれかに○)」 に改める。

様式第2号中「又は小児科」を「、小児科又は外科」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この告示は、平成27年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この告示による改正後の長野県臨床研修医研修資金貸与規程の規定は、この告示の施行の日以後に長野県臨床研修医研修資金の貸与の決定があった者について適用し、同日前に当該研修資金の貸与の決定があった者については、なお従前の例による。

医療推進課医師確保対策室課

長野県告示第134号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第54条第2項の指定自立支援医療機関の指定を次のとおり行いました。

平成27年3月23日

長野県知事 阿部 守一

育成医療及び更生医療

医療機関の名称	所在地	指定した年月日
訪問看護ステーションりんどう	茅野市塚原二丁目5番45号	平成27年2月1日

障がい者支援課

長野県告示第135号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第60条第1項の規定により、次のとおり指定自立支援医療機関の指定を更新しました。

平成27年3月23日

長野県知事 阿部 守一

育成医療及び更生医療

医療機関の名称	所在地	指定更新年月日
長野県厚生農業協同組合連合会 佐久総合病院小海分院（腎臓）（更生医療のみ）	南佐久郡小海町大字豊里78番地	平成27年2月1日
佐藤薬局	飯田市松尾新井7008-3	平成27年2月1日
しまだち薬局	松本市島立1797-7	平成27年2月1日
コスモファーマ高山薬局	上高井郡高山村大字高井字千本前6436番地4	平成27年2月1日
まつい薬局	中野市金井893-5	平成27年2月1日

障がい者支援課

長野県告示第136号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)第64条の規定により、次のとおり指定自立支援医療機関から当該指定に係る医療機関の名称及び所在地の変更があった旨の届出がありました。

平成27年3月23日

長野県知事 阿部 守一

育成医療及び更生医療

変更前の医療機関の 名称及び所在地	変更後の医療機関の 名称及び所在地	変更した年月日
調剤薬局 マツモトキョシ竜丘店 旧：薬局 マツモトキョシ竜丘店	飯田市駄科1301-1	平成26年10月13日
株式会社犬飼薬局 旧：有限会社犬飼薬局	安曇野市豊科高家5188-14	平成26年11月19日
ブライツ矯正歯科 旧：あかはね矯正歯科クリニック	松本市中央1-7-24	平成26年3月1日

障がい者支援課

長野県告示第137号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)第65条の規定により、次のとおり指定自立支援医療機関の指定の辞退がありました。

平成27年3月23日

長野県知事 阿部 守一

育成医療及び更生医療

医療機関の名称	所在地	辞退予告期間終了年月日
株式会社押鐘薬局	須坂市大字須坂1431番地	平成26年11月1日

障がい者支援課

長野県告示第138号

都市計画法(昭和43年法律第100号)第63条第1項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を認可しましたので、同条第2項において準用する同法第62条第1項の規定により、次のとおり告示します。

平成27年3月23日

長野県知事 阿部 守一

- 1 施行者の名称
飯田市
- 2 都市計画事業の種類及び名称
飯田都市計画下水道事業 飯田市公共下水道
- 3 事業施行期間
平成11年11月30日から
平成32年3月31日まで
- 4 事業地
 - (1) 収用の部分
変更なし
 - (2) 使用の部分
変更なし

生活排水課

長野県告示第139号

個別労働紛争に係るあっせんに関する要綱(平成14年長野県告示第150号)の一部を次のように改正し、平成27年4月1日から施行します。

平成27年3月23日

長野県知事 阿部 守一

第1条中「特定独立行政法人等の労働関係に関する法律」を「行政執行法人の労働関係に関する法律」に改める。

第12条中「特定独立行政法人等の労働関係に関する法律第2条第4号」を「行政執行法人の労働関係に関する法律第2条第2号」に改める。

労働雇用課

長野県告示第140号

家畜改良増殖法(昭和25年法律第209号)第8条第1項の規定により、農林水産大臣から、独立行政法人家畜改良センターにおいて平成27年度定期種畜検査計画のとおり種畜検査を実施した場合に有効期間内に検査を受けることができない家畜の種畜証明書については、同法第6条第2項の規

定により当該有効期間を6か月以内に限り延長した旨通報がありました。

平成27年3月23日

長野県知事 阿部 守一

園芸畜産課

長野県告示第141号

国土交通省国土地理院長から、次のとおり測量法（昭和24年法律第188号）第14条第2項の規定による基本測量を終了した旨の通知がありました。

平成27年3月23日

長野県知事 阿部 守一

建設政策課

- 1 作業種類
基本測量（国土調査に伴う基準点測量、電子基準点現地調査）
- 2 作業期間
平成26年6月25日から平成27年2月27日まで
- 3 作業地域
長野市、小諸市、大町市、千曲市、上伊那郡飯島町、下伊那郡天龍村、北安曇郡白馬村、上高井郡高山村、下高井郡山ノ内町、上水内郡飯綱町、下水内郡栄村

建設政策課

長野県告示第142号

独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構鉄道建設本部北陸新幹線建設局長から、次のとおり測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定による公共測量を実施する旨の通知がありました。

平成27年3月23日

長野県知事 阿部 守一

建設政策課

- 1 作業種類
公共測量（空中写真撮影 デジタル）
- 2 作業期間
平成27年3月3日から平成27年10月2日まで
- 3 作業地域
長野市、中野市、飯山市、上高井郡小布施町、下高井郡木島平村

建設政策課

長野県告示第143号

国土交通省北陸地方整備局千曲川河川事務所長から、次のとおり測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定による公共測量を終了した旨の通知がありました。

平成27年3月23日

砂防課

長野県知事 阿部 守一

- 1 作業種類
公共測量（基準点測量）
- 2 作業期間
平成26年8月1日から平成27年1月30日まで
- 3 作業地域
須坂市

長野県告示第144号

上田市長から、次のとおり測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定による公共測量を終了した旨の通知がありました。

平成27年3月23日

長野県知事 阿部 守一

- 1 作業種類
公共測量（基準点測量）
- 2 作業期間
平成26年11月17日から平成27年3月6日まで
- 3 作業地域
上田市

建設政策課

長野県告示第145号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第7条第1項の規定により、土砂災害の発生原因が地滑りである土砂災害警戒区域を次のとおり指定します。

平成27年3月23日

長野県知事 阿部 守一

- 1 土砂災害警戒区域の名称
西通、立の間、通、通北、青鬼、野平、菅入、二百地、幸田、花園、嶺方、飯森東、飯田東、堀之内、田頭、北谷地、堀田、日影大左右、日向大左右、日影大左右南、どうろく、南谷地、入の宮北、入の宮、東佐野、スノーハープ、内山、佐野、沢渡、月夜棚、五竜とおみ、戸屋、矢崎、山麓南、山麓及びどんぐり
- 2 指定の区域
北安曇郡白馬村及び小谷村のうち別図に示す区域（別図は省略し、長野県建設部砂防課及び長野県姫川砂防事務所に備え置いて縦覧に供します。）

長野県飯田建設事務所告示第3号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定により、次のとおり道路の区域を変更します。

その関係図面は、告示の日から平成27年4月6日まで、長野県建設部道路管理課及び長野県飯田建設事務所において、一般の縦覧に供します。

平成27年3月23日

長野県飯田建設事務所長 山岸 勸

- 1 道路の種類 一般国道
- 2 路線名 152号
- 3 道路の区域

区 間	新旧別	敷地の幅員	延長
飯田市南信濃和田1597番の1地先から 飯田市南信濃八重河内221番の7地先まで	旧	3.6~19.6 m	0.1937 km
		8.4~17.6	0.2262
同 上	新	8.4~17.6	0.2262

道路管理課

長野県佐久建設事務所告示第2号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第2項の規定により、次のとおり道路の供用を開始します。

その関係図面は、告示の日から平成27年4月6日まで、長野県建設部道路管理課及び長野県佐久建設事務所において、一般の縦覧に供します。

平成27年3月23日

長野県佐久建設事務所長 石井 杉男

- 1 路線名 川上佐久線
- 2 供用を開始する区間
南佐久郡佐久穂町大字海瀬字赤屋4043番の1地先から
南佐久郡佐久穂町大字海瀬字堀込3350番の1地先まで
- 3 供用を開始する期日 平成27年3月23日

道路管理課

長野県飯田建設事務所告示第4号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第2項の規定により、次のとおり道路の供用を開始します。

その関係図面は、告示の日から平成27年4月6日まで、長野県建設部道路管理課及び長野県飯田建設事務所において、一般の縦覧に供します。

平成27年3月23日

長野県飯田建設事務所長 山岸 勸

- 1 路線名 152号
- 2 供用を開始する区間
飯田市南信濃八重河内302番の23地先から
飯田市南信濃八重河内1400番の4地先まで
- 3 供用を開始する期日 平成27年3月23日

道路管理課



公告

次のとおり一般競争入札に付します。

平成27年3月23日

長野県知事 阿部 守一

- 1 入札に付する事項
 - (1) 調達をする役務
長野県広報誌配布業務
 - (2) 役務の特質
長野県広報誌の県内全世帯への配布(年2回)(詳細は、入札説明書及び仕様書によります。)
 - (3) 履行期間
契約締結の日から平成28年3月31日まで
 - (4) 入札方法
広報誌1部当たりの配布金額について行います。なお、落札者の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の8に相当する額を加算した金額をもって落札価格としますので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の108分の100に相当する金額を入札書に記載してください。
- 2 入札に参加する者に必要な資格
次のいずれにも該当する者であることとします。
 - (1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号。以下「政令」という。)第167条の4第1項又は財務規則(昭和42年長野県規則第2号。以下「規則」という。)第120条第1項の規定により入札に参加することができないとされた者でないこと。
 - (2) 一般競争入札又は指名競争入札に参加する者の資格(昭和59年長野県告示第60号)の別表のその他の契約の欄の等級区分がAに格付けされている者であること。
 - (3) 物品購入等入札参加資格者に係る入札参加停止措置要領(平成23年3月25日付け22管第285号)に基づく入札参加停止を受けている期間中の者でないこと。
 - (4) 長野県暴力団排除条例(平成23年長野県条例第21号)第2条第2号に規定する暴力団員又は同条例第6条第1項に規定する暴力団関係者でないこと。
 - (5) 過去に同種類かつ同規模の事業を誠実に履行した実績を有する者であること。
 - (6) 別に定める配布計画書作成要領に基づいて作成された配布計画書を提出し、その内容が仕様書に定める条件を満たすものと認められた者であること。
 - (7) 災害緊急時にも広報誌の配布を優先した体制を確保することができる者であること。
- 3 入札説明書の交付場所、契約条項等を示す場所及び問い合わせ先
長野市大字南長野字幅下692-2
長野県企画振興部広報県民課
電話 026(235)7054
- 4 入札手続等